



10月は「臓器移植普及推進月間」

10月16日は「グリーンリボンデー」



1997年10月16日に臓器移植法が施行

臓器移植について

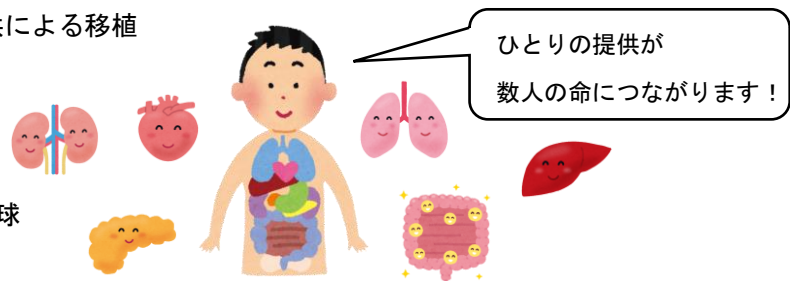
臓器移植は、病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった場合に、健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。善意による臓器の提供、そして、広く社会の理解と支援があって成り立ちます。

■臓器移植の方法は3種類■

- ①健康な家族からの肺・肝臓・腎臓などの部分提供による生体移植
- ②亡くなられた人（脳死後＝脳が全ての機能を失って回復しなくなった状態）からの臓器提供による移植
- ③亡くなられた人（心停止後）からの臓器提供による移植

■移植できる臓器■

- ①生体移植：肺、肝臓、脾臓、腎臓
- ②脳死後：心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球
- ③心停止後：腎臓、脾臓、眼球



● 移植を必要としている患者さんはどれくらいいるの？

私たちの体は、心臓、肺、肝臓、腎臓などの様々な臓器がきちんと機能して健康を保っています。しかし、病気や事故によって臓器の機能低下や臓器不全に苦しんでいる患者さんが数多くいます。臓器不全の患者さんで、移植による健康回復に望みを持ち、日本臓器移植ネットワークに登録して待機している人は約1万4千人います。実際に、1年間で移植を受けられる人は、約400人しかいないのが日本の現状です。

● 臓器提供には本人や家族の意思が大切です。

臓器を提供するという意思是、15歳以上の方が書面で表示することができます。



※臓器提供の意思表示は、「提供する」という意思だけでなく、「提供しない」という意思も等しく尊重されます。

脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、本人の意思が不明な場合（15歳未満を含む）、家族の承諾があれば提供できますが、日頃から臓器提供について考え、家族と話し合い伝え合っておくことが大切です。

健康保険証	運転免許証	マイナンバーカード	意思表示カード	インターネットの意思登録
裏面に臓器提供の意思表示欄が設置されている 取り組みが進んでいます。	運転免許証の裏面には、臓器提供の意思表示欄があります	臓器提供の意思表示欄は表面にあります。	一部の病院や郵便局、イオン店舗などに設置されています。	日本臓器移植ネットワークのHPにアクセスし、臓器提供に関する意思を登録できます。

意思表示の方法
記入は任意です！